

鏡野町公共施設等総合管理計画（改訂案）に関する  
パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

令和4年2月1日（火曜日）から3月2日（水曜日）にかけて実施した鏡野町公共施設等総合管理計画（改訂案）に関するパブリックコメントについて、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

町民の皆様からいただいたご意見を本町の考え方とともに、下記のとおり公表いたします。

なお、皆様からいただいたご意見の一部は趣旨を損なわないように要約しましたことをご了承ください。

実施結果概要

【実施期間】

令和4年2月1日（火曜日）から3月2日（水曜日）

【意見応募対象】

鏡野町公共施設等総合管理計画（改訂案）

【資料の閲覧等】

鏡野町ホームページ及び総務課の窓口

奥津・上齋原・富の各振興センター、中央公民館及び各地区公民館

【実施結果】

意見提出件数延べ：9件

意見提出者数：9件

【提出方法】

持参件数：9件

郵送件数：0件

FAX 件数：0件

電子メール等件数：1件

合計件数：9件（持参、電子メール同一内容が1件）

鏡野町公共施設等総合管理計画（改訂案）に対するご意見の概要と町の考え方

分野	意見の概要	町の考え方
第一章 計画策定の背景と目的等	資料は詳しく書かれているが難しい用語が多いため読むだけで気後れしています。問題点をわかりやすく書いてほしい。	本計画は、厳しい財政状況が続く中で、今後人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、町全体の公共施設等の状況を把握し、長期的な視野で、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的とした計画となっています。
第一章 計画策定の背景と目的等	改訂案の公表の仕方について、何十年先の現実を知って、今から考えないといけない内容なので、もっと多くの方が計画の内容を知り意見が言える場が必要と感じた。	パブリックコメント募集については、広報誌やホームページでお知らせし、改訂案を公表していたところですが、ご指摘のとおり、多くの方々へ計画について知っていただけるよう、情報発信に努めてまいります。
第二章一 公共施設等の現状	橋りょうについて2014年からの点検方法と点検状況についてどのようになっているか。また、点検間隔について法令等で決まっていることがあるのか。	「岡山県道路橋梁点検マニュアル（案）」に基づいて、近接目視を基本とした定期点検を実施しており、町内のすべての橋りょうについて点検が完了していません。点検間隔については、道路法施行規則第4条5の5に則り、5年に1回を基本とし、社会的重要度の高いものから優先的に点検を実施します。
第二章一 4 将来更新費用の推計	公共施設の耐用年数は何年と考えているのか。損傷が軽微なうちに補修を行い、予防保全で長寿命化につなげる取り組みが良いと思うが。	約80年を改築までのサイクルとして、その中でのトータルコストを低減させるため、約20年で経年による機能・性能の劣化した部分を原状回復するため

<p>第四章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針</p>	<p>利用者の少ない施設の削減、建て替えの必要、他用途での使うなどの改善案は、管理職だけで決めるのではなく、最善の方法について意見を聞きながらまとめていっていただきたい。</p>	<p>の予防保全を含めた大規模改修、約 40 年で機能向上のための長寿命化改修、約 60 年で予防保全を含めた大規模改修を行うことを想定した計画を策定しています。</p> <p>財政上の課題から施設の削減を進めるだけでは、地域の活力を損ないかねないため、まちづくりの視点を持ち、住民の皆さんや議会との対話による情報共有や合意形成にも努めます。</p>
<p>第四章一2 計画の基本方針</p>	<p>使用されていない建物等は、早めに処分するか民間に譲渡して町の財政をできるだけ保つようにしてほしい。</p>	<p>公共施設については、施設の利用状況や老朽化の状況、維持管理コスト等を総合的に判断し、施設の複合化や集約化・廃止等を行うことで総量の適正化を進めてまいります。</p>
<p>第四章一2 計画の基本方針</p>	<p>人口減少は仕方ないものの、町全体を見たときに南部に行政が集中しすぎると、上齋原・富地域などは放置状態となってしまうのではないかと。</p>	<p>本町では、合併以前に整備された類似施設を多く保有しており、今後の人口減少や財政状況を考えるとすべての施設をそのまま維持していくことは困難であるため、ニーズに応じた行政サービスの提供が行えるよう取組みを進めてまいります。</p>
<p>第四章一2 計画の基本方針</p>	<p>総務省から示された「2022 年度地方財政計画」において、公共施設等適正管理推進事業費に「脱炭素化事業」が追加されることになり、地球温暖化による</p>	<p>令和 3 年 10 月に改訂された国の地球温暖化対策計画では、地方公共団体に地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減等のための総合的</p>

<p>第五章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針</p>	<p>気候危機を最小限に食い止めるために、国・自治体・民間が協力することが求められています。このことから、改定案に「脱炭素化事業」に早期・積極的に取り組むことを盛り込むことを求めます。</p> <p>図書館の運営について、「民間活力の導入の可能性も検討します。」とすることについて、どういふことか、真意は。民営ということなのが、具体的に聞きたい。</p>	<p>かつ計画的な施策の推進が求められています。本計画においても、太陽光等の再生可能エネルギーの積極的導入や LED 照明等の高効率機器の使用により、省エネルギー化や二酸化炭素の削減に取り組み、環境負荷の低減を推進することとしています。</p> <p>公の施設の管理にあたっては、民間のノウハウを活用しながらサービスの向上と経費の削減を目的とした指定管理者制度の導入を含め、あらゆる最適な方法を検討し、財政負担の軽減が図られるよう努めてまいりたいと考えています。</p>
<p>第五章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針</p>	<p>鏡野病院が政府の公立病院廃止、合併、縮小、独立法人化の対象になっていますがとんでもない。高齢化に伴いますます地元での利用が必要となるため、診療科を充実させ、通院の交通手段等きめ細かな政策が必要です。</p>	<p>地域医療の要として鏡野病院の重要性、必要性を認識しているところであり、現在の施設全体に老朽化がみられることや新型コロナウイルス感染症等にも対応できる医療環境の充実が必要であることから、今後は建て替えを視野に入れて検討してまいります。</p>